

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表八件

## 福島県監査委員

### 監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成29年 2 月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

- 1 監査実施期間 平成28年11月8日～平成29年1月27日
- 2 監査対象機関 公所41か所
- 3 監査の結果

監査は、会津児童相談所ほか20機関については平成27会計年度の財務に関する事務、障がい者総合福祉センターほか15機関については平成27会計年度及び平成28会計年度の財務に関する事務、福島高等学校ほか3機関については平成28会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成29年 1 月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月 1 日
障がい者総合福祉センター	平成29年 1 月26日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月24日
郡山光風学園	平成29年 1 月18日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月24日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。



## (2) 商工労働部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実施方法	職 員 調 査 年 月 日
テクノアカデミー会津	平成29年 1月20日	柳 沼 純 子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年10月19日
ハイテクプラザ	平成28年11月15日	宮 下 雅 志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月11日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

・ 公用自動車を廃車するに当たり、見積書を徴していないにもかかわらず、売却価額が抹消登録手数料等と同額と判断し、歳入歳出の処理をせずに廃棄処分している。  
(ハイテクプラザ)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (3) 農林水産部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実施方法	職 員 調 査 年 月 日
県南農林事務所	平成28年11月18日	宮 下 雅 志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月 4 日 平成28年10月 5 日
県中家畜保健衛生所	平成29年 1月20日	宮 下 雅 志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月 2 日
会津家畜保健衛生所	平成29年 1月27日	宮 下 雅 志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月29日
いわき家畜保健衛生所	平成29年 1月17日	宮 下 雅 志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月22日
林業研究センター	平成29年 1月20日	宮 下 雅 志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (4) 土木部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実施方法	職 員 調 査 年 月 日
喜多方建設事務所	平成28年11月 8 日	宮 下 雅 志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年 9 月27日 平成28年 9 月28日
南会津建設事務所	平成28年11月10日	柳 沼 純 子	美馬武千代	実地監査	平成28年 9 月27日 平成28年 9 月28日
富岡土木事務所	平成28年11月15日	宮 下 雅 志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月 4 日 平成28年10月 5 日
相馬港湾建設事務所	平成28年11月16日	宮 下 雅 志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月13日 平成28年10月14日
小名浜港湾建設事務所	平成28年11月16日	柳 沼 純 子	美馬武千代	実地監査	平成28年 9 月29日 平成28年 9 月30日
福島空港事務所	平成28年11月15日	柳 沼 純 子	美馬武千代	実地監査	平成28年 9 月29日



県北流域下水道建設事務所	平成28年11月15日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年 9 月27日
県中流域下水道建設事務所	平成29年 1 月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月15日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 前々回の監査において指摘のあった調定の時期遅延について、今回も同様の事案があり、前回の監査でも指摘をした内部牽制が不十分である。

「事実」

平成26年度及び平成27年度実施の定期監査において、調定の時期遅延や内部牽制について指摘を受け、今後同様の事例がないように進行管理を徹底し内部チェック機能を充実させる旨の処理結果を報告したにもかかわらず、平成27年度の甲株式会社の年間土地使用料55,740円について、平成27年 4 月 1 日付けで調定すべきところ、平成28年 1 月 4 日に調定しており、内部チェックが機能していない。

「是正・改善等の意見」

行政財産の使用料収入事務について、3年連続して指摘事項とされたことを重く受け止め、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を早急に確立し、関係規程に基づいた適正な歳入事務処理を行うこと。

(福島空港事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 教育委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実施方法	職員調査年月日
南会津教育事務所	平成29年 1 月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年10月19日
美術館	平成29年 1 月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月22日
福島高等学校	平成28年12月 1 日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月 1 日
福島工業高等学校	平成28年12月 1 日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月18日
福島東高等学校	平成29年 1 月10日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月 1 日
保原高等学校	平成29年 1 月10日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月 8 日
安達高等学校	平成29年 1 月10日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年12月 1 日
郡山高等学校	平成29年 1 月12日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月 9 日
湖南高等学校	平成28年12月 2 日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月 2 日
白河実業高等学校	平成29年 1 月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年10月21日
修明高等学校	平成29年 1 月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月 9 日
喜多方高等学校	平成29年 1 月12日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月11日
喜多方東高等					



学校	平成29年 1月12日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年12月 2日
川口高等学校	平成29年 1月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月 8日
会津農林高等学校	平成29年 1月27日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月30日
双葉高等学校	平成29年 1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月30日
浪江高等学校	平成29年 1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月25日
いわき翠の杜高等学校	平成29年 1月17日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月22日
いわき養護学校	平成29年 1月18日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月25日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

・ 雑入の収入調定について、1か月以上遅延しているものがある。  
(会津農林高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	実施方法	職員調査年月日
二本松警察署	平成29年 1月10日	柳沼 純子 菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月 8日
白河警察署	平成28年12月 2日	宮下 雅志 美馬武千代	実地監査	平成28年11月 1日
石川警察署	平成29年 1月12日	柳沼 純子 菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月11日
相馬警察署	平成29年 1月26日	柳沼 純子 菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月25日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。  
(監査総務課)

**監査公表第2号**

平成28年 9月30日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年 2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
 28財第1901号  
 平成28年11月29日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志 様  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年 9月15日付け28福監第151号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）



## 定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県北地方振興局  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年 8月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          補助事業の実績確認に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」          地域づくり団体甲に対し補助した福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金の実績確認において、実績報告書に添付された領収書の写しの一部に平成26年度の日付のものが9件入っていたが、そのことに気づかず、補助金の額の確定を行い補助金を支出している。</p> <p>その後の県北地方振興局による調査の結果、監査執行日現在で全体事業費のうち少なくとも約7割の金額について不正の疑いがある。</p> <p>また、平成25年度分及び平成26年度分についても、不正の疑いがあるものが発見されている。</p> <p>「是正・改善等の意見」          補助事業の実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、当該補助事業者に対する補助事業について過年度に遡り調査し、適正に処理すること。</p>	<p>今回、実績確認が不適切なまま補助金を支出したことを踏まえ、実績報告書の添付資料に不備がないか、新たにチェックリストを作成し、複数職員による審査を行うなど、基本的なチェック体制を強化しました。</p> <p>また、補助金の不正受給を防止するため、事業採択時の事業計画・資金計画等の審査を強化するとともに、事業実施期間中の実施状況の確認、必要に応じた現地調査及び領収書等の原本確認を行うこととしました。</p> <p>なお、本事案については、調査の結果、3か年で全体事業の約9割の金額に不正が確認され、平成28年9月15日付けで、補助金交付決定の取消し及び補助金返還命令を行いました。</p>

- 2 監査対象機関 県北建設事務所  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年 8月3日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          県営住宅家賃にかかる収入事務について、著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」          県営住宅家賃の減免について、指定管理者の行った算定内容のチェックが不十分であったため、家賃を本来よりも低い金額で決定し、平成23年度から平成27年度までの5年間で37実世帯、13,437,632円を過小徴収していた。</p> <p>「是正・改善等の意見」          収入事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>該当者37名のうち死亡者等を除く34名に謝罪し、8名から追加納入の理解を得ました。残りの該当者については理解を得られるよう相談及び協議を行っているところです。</p> <p>今後は、再発防止のため、指定管理者のチェックに加え、担当者及び管理職による複数でのチェックを徹底するなど、関係規程に基づき適正な処理に努めてまいります。</p>



- 3 監査対象機関 県南建設事務所  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年 8月19日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          県営住宅家賃に係る収入事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          県営住宅家賃の減免について、所得から控除する額の算定誤りがあったため、家賃を本来よりも低い金額で決定し、平成25年度から平成27年度までの3年間で12実世帯、2,017,400円を過小徴収していた。</p> <p>「是正・改善等の意見」          収入事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>該当者12名のうち死亡者を除く10名に謝罪し、9名より追加納入の理解を得ました。残り1名については理解を得られるよう相談及び協議を行っているところです。</p> <p>今後は、再発防止のため、今年度から導入した指定管理者によるチェックに加え、担当者及び管理職による複数でのチェックを徹底するなど、関係規程に基づき適正な処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

## 監査公表第3号

平成28年 9月30日 監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年 2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
 28教財第781号  
 平成28年11月30日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年 9月15日付け28福監第151号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 会津工業高等学校  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年 7月29日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          授業料収入に係る収入事務について適正を欠くものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>平成27年度以降は、審査結果をシステムから出力し、内容を確認の上、該当の生徒に郵送により通知することとしました。</p>



平成26年度の高等学校等就学支援金に係る収入状況審査結果を各生徒に通知していない。

また、収入状況審査の結果、所得超過により支援金の受給資格が消滅し、徴収対象となった生徒Aの平成26年7月分からの授業料について、収入状況審査結果の確認を怠ったことから、速やかに調定せず、平成27年11月16日に平成26年7月分から平成27年10月分までの158,400円を一括調定している。

「是正・改善等の意見」

収入事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。

また、担当、主任、事務長により複数チェックを行う体制を整え、所得超過による受給資格のない者がいないか、毎月の授業料の調定漏れがないか、確認を徹底することにより再発防止に努めてまいります。

- 2 監査対象機関 いわき海星高等学校  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年7月28日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>物品売払事務及び現金収納事務が著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」</p> <p>缶詰等製作品の現金販売において、売払いの都度物品売払調書を作成していないものがある。</p> <p>また、収納した代金を現金等出納簿に整理していないだけでなく、平成27年5月20日から同年6月3日の間の3回の販売代金185,920円を同年6月5日に、平成27年7月1日から平成28年2月16日までの間の30回の販売代金797,000円を同年3月25日に、それぞれ一括して指定金融機関に払い込んでいる。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>製作品の売払いにおける物品売払調書の作成、現金の受払いに係る現金等出納簿の整理及び現金の指定金融機関への払込みについては、内部牽制体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>製作品の売払いにおける物品売払調書については、財務規則等関係規程に基づき適正に作成することとします。</p> <p>また、収納した現金の受払いに係る現金等出納簿の整理及び現金の指定金融機関への払込みについては、財務規則等関係規程に基づき適正な事務処理を行うため、複数の職員で確認するなど、組織内のチェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第4号

平成28年11月15日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎



28財第2130号  
平成28年12月26日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武 千代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一郎

様

福島県知事 内 堀 雅 雄 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年11月7日付け28福監第196号で報告のありましたこのことについて、別紙の  
とおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 文化スポーツ局  
監査対象年度 平成27年度  
監査実施年月日 平成28年9月14日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 補助事業の実績確認に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 地域づくり団体甲に対し補助を行ったふるさと・きずな維持・再生支援事業において、年度途中に実施した会計確認の際に、経費の根拠となる資料を実績報告時に提出するよう求めていたが、その確認をせず、領収書の写しに日付がないもの3件及び平成26年度の日付のもの2件があるにもかかわらず、そのことに気づかず補助金の額の確定を行い補助金を支出している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 補助事業の実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今回の事案を受け、年度途中に実施している現地確認に当たっては、指摘事項に対する改善報告を求めるなど、より厳格に実施するとともに、実績確認に当たっては、領収書等の原本確認はもとより、チェックリストや複数職員による確認、必要に応じた仕入先等調査の実施など、チェック体制の一層の強化を図ることとしました。</p> <p>また、今年度の補助事業者に対し、平成28年10月4日付けで、本事案を踏まえた補助事業の適正執行について、改めて文書で通知しました。</p> <p>なお、地域づくり団体甲については、調査の結果、補助対象経費の約2割に不正が確認されたことから、平成28年9月15日付けで、補助金交付決定の一部取消し及び補助金返還命令を発出しました。</p>

- 2 監査対象機関 建築総室  
監査対象年度 平成27年度  
監査実施年月日 平成28年10月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）について、財務会計システムと県営住宅管理システムで把握している額の不一致の解消が不十分である。</p> <p>「事実」 県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）については、財務会計システムと債権管理のために土木部が独自に運用している県営住宅管理システムで把握している額が5建設事務所で一致していない状況が続いていたことから、昨年度、その</p>	<p>1 現在までの経過 前年度の監査結果を受けて、建設事務所県営住宅担当者会議（平成28年5月27日）を開催し、不一致の解消を指示するとともに、進行管理のための文書（平成28年6月9日）を施行しました。</p> <p>また、今年度の監査結果を受けて、県営住宅管理システムデータ及び関係台帳等を事務所別・年度別に精査し、不一致の原因が判明した事案から順次修正を進めております。</p>



解消を求めたところである。

しかしながら、現時点においてもほとんど解消されておらず、不一致の案件が多数存在している状況であるにもかかわらず、その解消策の十分な検討もなされていない。

「是正・改善等の意見」

財務会計システムと県営住宅管理システムで把握している県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）の不一致を解消するため、実効ある方策を講じるとともに適切に建設事務所を指導すること。

2 今後の対応

引き続き、滞納者台帳、収納管理台帳等関係書類と県営住宅管理及び財務会計の両システムを突合することで、原因の特定と不一致の解消を進めるとともに、データの入力ミス、遺漏等の再発防止を指導します。

また、県営住宅管理システムの改修（平成29年度予定）の際、財務会計システムと県営住宅管理システムの不一致箇所を抽出できる機能を追加し、併せて、建設事務所に対し、適切な操作方法等を指導することで、効率的な事務処理を確保します。

- 3 監査対象機関 県中建設事務所  
監査対象年度 平成27年度  
監査実施年月日 平成28年9月2日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>行政財産（建物）の管理について、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>平成23年11月に新築したあぶくま高原道路管理事務所の車庫（石川郡平田村大字上蓬田地内）について、登記手続が遅延して未登記のままとなっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>あぶくま高原道路管理事務所の車庫については、速やかに登記手続を進めるとともに、財産の管理については、関係規程に基づいて適正に行うこと。</p>	<p>あぶくま高原道路管理事務所の車庫については、職員調査後速やかに登記手続を進め、平成28年8月22日に完了しました。</p> <p>今後は、登記の漏れや遅延を防止するため、公有財産を取得した際の登記手続に当たっては、財産管理担当である総務課が、所内関係各課と連絡調整を密にして、計画的かつ一元的に管理するとともに、公有財産管理システムの登録内容を、半期ごとの財産管理課への財産異動報告に併せて、定期的にチェックすることとしました。</p>

（監査総務課）

#### 監査公表第5号

平成28年11月15日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

28教財第869号

平成28年12月27日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

様

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年11月7日付け28福監第196号で報告のありましたこのことについて、別紙のと



おり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。  
(別紙)

- 定期監査に係る措置状況について
- 1 監査対象機関 博物館  
監査対象年度 平成27年度  
監査実施年月日 平成28年 9 月 9 日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 旅費の支給に適正を欠いているものがある。  「事実」 所属職員の旅費について、過払いとなっているものが8件116,810円ある。  「是正・改善等の意見」 旅費の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。	過払い分については、平成28年 7 月29日までに全額返納されました。 今後は、旅行命令一覧を作成し、復命書の提出の有無や支給の有無を確認できるように改めることでチェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。

(監査総務課)

監 査 公 表 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成27年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。  
平成29年 2 月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武千代  
福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
28人 第1887号  
平成29年 1 月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武千代  
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

様

福島県知事 印

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）  
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。  
(別紙)

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
1－2 新生児聴覚 検査支援事 業 （報告書51 頁）	【指摘事項】 精密聴覚検査機関への紹介について 実施要綱第7にて、「検査の結果、精密聴覚検査が必要と認められた新生児については、新生児聴覚検査精密検査依頼票（様式第5号）により精密聴覚検査機関へ紹介するものとする。」とされているが、精密聴覚検査	県内の検査体制や、検査後のフォロー（精密検査等）については、別途「新生児聴覚検査の手引き」の改正により対応するため、要綱については、補助金に関係する部分のみについて記載することとした。



	<p>機関以外の医療機関を紹介している事例が4件中3件あった。精密聴覚検査機関へ紹介する趣旨は、検査事業の密接な連携を図ること（実施要綱第9）と考えられることから、精密聴覚検査機関以外の医療機関を紹介することは、実施要綱の趣旨に反するものとなる。</p>	
<p>1－8 子ども・子育て支援新制度移行推進事業 （報告書79頁）</p>	<p>【指摘事項】 補助金に係る消費税等の確認について 福島県保育緊急確保事業費補助金及び福島県安心こども基金特別対策事業補助金の交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる」と規定しているが、申請時も実績報告時についても返還の可能性を検討していない。 財政課長より「補助金に係る消費税の取り扱いについて（通知）」が発出され、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額について、補助金交付先の事業者等が消費税の納税にあたり税額控除をした場合は、当該相当額を返還（又は減額交付）させる必要がある旨の通知を行っているが、依然として是正されていない。 消費税は今後10％に引き上げられる予定であり影響額が大きくなることから、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の返還（又は減額交付）の事務が適正に行われるよう体制を整備する必要がある。</p>	<p>事業申請時に課税業者であるか否か書面を提出させて確認するとともに、事業精算後にも消費税の仕入税額控除の有無を書面を提出させて確認することとした。</p>
<p>1－11 ふくしまキッズ夢サポート事業 （報告書90頁）</p>	<p>【指摘事項】 消費税の取扱いについて 事業補助金交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる」と規定しているが、申請時も実績報告時についても返還の可能性を検討していない。 指摘の具体的な内容は、事業No.1－8の記載と同様である。</p>	<p>事業申請時に課税業者であるか否か書面を提出させて確認するとともに、事業精算後にも消費税の仕入税額控除の有無を書面を提出させて確認することとした。</p>

(監査総務課)

## 監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人を行った平成26年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から



通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎  
 28人第1888号  
 平成29年 1月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

福島県知事 ㊦

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

#### 平成26年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
部局間の連携に関する事項 （報告書37頁）	<p>【指摘事項】</p> <p>後述の各論における監査の結果、各部局の連携により事業が効果的に行われていると認められるケースはほとんどなかった。このことは、いわゆる縦割行政の弊害である予算財源の障壁等によって、事業単位では予算執行ができず、事業の執行はあくまで予算執行部局課に特定され、他部局課との事業連携が可能な事業についても、単独で事業を展開することとなるためである。</p> <p>本来であれば、統一的な方針の下、共通認識を有する事業については情報発信が他部局課を含め全庁的に効率よく行うことがより効果的であることは言うまでもない。しかし、前述の「平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」の3基本方針(1)の統一感と連携の強化、さらに「第2部 監査対象 6基本方針(1)」で記載されているとおり、情報発信戦略会議（以下「戦略会議」と称する。）第3条（協議）の(2)に掲げる効果的に情報発信活動を展開していくための部局間連携の趣旨が十分に反映されていない。</p> <p>このことは、「平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」の反省において、情報発信が部局課別に個別的に発信されているため、平成25年度基本方針が部局間において連携が不足していたという反省につな</p>	<p>戦略的な情報発信に加え、全庁的な風評・風化対策の方針・戦略等については、知事、副知事、部局長等を構成員とした「新生ふくしま復興推進本部会議」で部局間で情報共有をしているところである。</p> <p>また、平成27年度からは「新生ふくしま復興推進本部」の下、風評・風化対策監を座長、広報課他、関係各課の課長を構成員とした「風評・風化対策プロジェクトチーム」を新たに設置した。</p> <p>平成27年度はプロジェクトチーム会議を11回開催し、風評・風化対策の強化に向けて十分な時間を掛けて議論してきたところである。</p> <p>また、平成27年9月にプロジェクトチームとして取りまとめた「風評・風化対策強化戦略」には、県民や関係者、専門家からの意見等を「現場の声」として各部局から集約し、強化戦略に反映したところである。</p>



	<p>がり、平成26年度以降改善すべき事項であると県が認識するに至っているところでもある。</p> <p>なお、本県が東日本大震災後に置かれている立場は極めて厳しい状況にあり、震災後の復旧・復興状況の県内外、国外への情報発信の必要性が強く叫ばれていることは言うには及ばない。震災後の本県へのヒト・モノ・カネ・情報等莫大な支援が県外のみならず海外から実施されたことに対する社会的責務として、復旧・復興に向けた本県の現状を国内外に向けて戦略的に情報発信することは県の最優先課題ではないのか。特に、東京電力原発事故を抱える本県においては、世界有史に残る大事故であり風化させることなく、安全、安心、健康、除染状況等を含め、復旧・復興の状況を常時公表する社会的責務があると言える。中央集権化における地方自治体である福島県の限界はあるにしても、被災県福島が主体的、能動的及び積極的に国に働き掛けることは当然であるが、他都道府県、関連市町村、民間又は県民等と連携を強化することにより、一日も早い復旧・復興に向けた取組を戦略的に情報発信することは極めて重要である。</p> <p>各部局間における、ヒト、予算、技術的ノウハウ及び情報の共有等を効果的に行うために組織運営上の合理化をより一層図るため、まさに縦割行政の限界を打ち破り横割行政の推進を目指すものではなかったのか。震災後速やかに平成23年4月1日に施行した戦略会議の趣旨である、各部局が連携を図り一体感を持って、正確な情報を国内外に効果的に発信し、復興に向けた戦略を効果的に実施すべきであり、例えば、外部からの招へいや、専門職として内部での人材育成等を検討すべきであり、指摘する。</p>	
<p>情報発信戦略会議の運用上の課題 (報告書38頁)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>前述「第2部 監査対象 6 基本方針(1)」で掲載の戦略会議設置要綱は、平成23年4月1日情報発信戦略を効果的に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創りあげていくた</p>	<p>平成27年度からは戦略的な情報発信に加え、全庁的な風評・風化対策の方針・戦略等について、知事、副知事、部局長等を構成員とした「新生ふくしま復興推進本部会議」で意思決定することとなり、会議議事録は「新生ふくしま復興</p>



	<p>めの戦略を検討する、情報発信戦略会議設置要綱が整備されたものである。</p> <p>戦略会議は、必要に応じて議長が招集することとされており、平成24年度開催回数1回、平成25年度開催回数2回の実績があり、会議時間はそれぞれ30分から1時間程度未満と比較的短時間である。また、その協議内容を示す議事録の作成は要綱において定められておらず、作成もしていない。</p> <p>戦略会議は法令等に基づいて開催が義務付けられているわけではない。しかし、その組織の構成員は知事、副知事、部局長等、本県を代表する者から組織されており、情報発信方針に関する重要事項等について協議された事項については全庁的に遵守すべきルールであることから、その議事録等に会議内容を残す必要がある。したがって、運用上問題があり、指摘する。</p>	<p>推進本部」で作成している。</p>
<p>広報広聴企画会議の運用上の課題 (報告書39頁)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>前述「第2部 監査対象 6 基本方針(2)」で掲載の広報広聴企画会議(以下「企画会議」と称する。)設置要綱は、平成15年4月16日に行政に関する広報広聴事業を円滑かつ効果的に行うため、設置されたものである。</p> <p>企画会議の開催は原則毎月実施することとなっており、その構成員は、別表1に掲げてあるとおり、広報課長、県民広報広聴室長、各課主幹等によって組織される。</p> <p>しかし、各回の出席者をみると、代理出席が過半数を超える場合がほとんどであり、会議時間も、30分から1時間程度と比較的短時間であり、十分な会議の目的内容の協議が行われたか否か疑問であり、協議機関としての機能を果たすことなく、事務連絡・報告の機関にすぎないのではないかと疑念があると言わざるを得ない。</p> <p>特に、東日本大震災後の県政に対する県民意識は常に変化しており、県民の求める情報発信の在り方も多様化していると言える。各課、各部局が県民の声を拾いあげ、当該情報を全庁的に情報共有し、多様化した</p>	<p>平成27年度からは戦略的な情報発信に加え、全庁的な風評・風化対策の取りまとめを広報課で所管することになり、「新生ふくしま復興推進本部」の下、風評・風化対策監を座長、広報課他、関係各課の課長を構成員とした「風評・風化対策プロジェクトチーム」を新たに設置した。</p> <p>平成27年度はプロジェクトチーム会議を11回開催し、風評・風化対策の強化に向けて十分な時間を掛けて議論してきたところである。</p> <p>また、平成27年9月にプロジェクトチームとして取りまとめた「風評・風化対策強化戦略」には、県民や関係者、専門家からの意見等を「現場の声」として各部局から集約し、強化戦略に反映したところである。</p>



	<p>の声に対応した正確かつ迅速に効果的な情報発信を行うべく、協議機関として十分な機能を果たす必要があると言える。</p> <p>県政を進めていく大前提は、県民の意向を十分に反映した県政が実施されることであり、そのため正確かつ迅速に効果的な情報発信をすることにある。しかしながら、各論から見て、主に行政独自の判断で情報発信が行われており、果たして県民の意向が反映されたものか疑わしいものもあり、必ずしも適切とは言えないため、県民の意向を十分に反映する制度が必要である。</p> <p>したがって、全庁的に各部局課に具体的な基本方針が構成員によって協議及び伝達できるための組織の見直し並びに十分な協議に足る会議時間の確保及び協議の実質審議のための管理体制の強化がこの企画会議に求められており、指摘する。</p>	
<p>番号28 医科大学における研究成果等情報発信事業 (報告書108頁)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>当該事業に係る委託内容は、震災に関する学術調査結果や資料等の英訳・英文校正等である。したがって、当該事業によって翻訳された学術調査結果等は、著作権法第28条に規定する「二次的著作物」としての性質を有するものと考えられる。そして、本件における二次的著作物に係る著作権については、当該事業の契約書及び仕様書の規定から、甲（福島県）に帰属するものと解される。</p> <p>当該事業の委託仕様書「9 財産権の取扱い」で明記されている財産権の取扱いは、通常の商品等の取扱いについて想定した条項であり、二次的著作物に関する取扱いになじまない条項である。</p> <p>本件における二次的著作物に関しては、その性質上、通常の商品等と切り離して、その権利の帰属について契約書又は仕様書において明記すべきである。</p>	<p>当事業は平成26年度に終了しているが、同様の事業を今後行う場合は、二次的著作物に係る著作権に関する条項を設けることとする。</p>

(監査総務課)

## 監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から



通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎  
 28人第1889号  
 平成29年 1月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

福島県知事 ㊦

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

#### 平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
県有財産台帳の管理状況 （報告書17頁）	<p>【指摘事項】</p> <p>県有財産台帳又は公有財産表の記載内容誤り及び記載内容変更の処理漏れが複数件確認されており、県有財産台帳の管理が不十分である。</p> <p>今後は、財産管理者に年1回突合確認をさせるなどにより、内部けん制機能を充実させるような対策が必要である。</p> <p>また、新地方公会計制度の導入に当たって、既存の県有財産台帳等情報を充実させるような対策が必要である。</p> <p>また、新地方公会計制度の導入に当たって、既存の県有財産台帳等の情報を基に固定資産台帳を段階的に整備し、評価額を算定していく以上、既存の県有財産台帳に記載されている情報の正確性を改めて早急に検証することも必要である。</p>	<p>県有財産台帳を電磁的記録とし、公有財産の異動を県有財産台帳に財産管理者が直接記載することとした公有財産管理システムが平成25年10月に本格稼働したことを踏まえて、平成26年12月に開催した同システム操作研修会において事務処理テキストに沿っての事務処理とともに、下記留意事項を各所属に指導した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常に財産の現況を正確に記録すること。</li> <li>2 異動事由ごとにそれぞれの異動を計上すること。</li> <li>3 異動の事実を証する確実な書類に基づくこと。</li> </ol> <p>また、平成28年3月31日現在の県有財産台帳価額の評価替えにおいて、不動産鑑定評価を行っているものはその鑑定評価額を台帳価額として採用する取扱いとし、県有財産台帳に記載されている情報の正確性の向上に努めた。</p> <p>なお、新地方公会計制度の導入に当たり、開始時固定資産台帳の整備に向けての棚卸作業を各財産管理者に依頼して、その情報の正確性を確認した。</p>
県営住宅全般 （報告書31頁）	<p>【指摘事項】</p> <p>財産管理課で作成している「財産に関する調書」、土木部建築住宅課で作成している「県営住宅管理台帳」、各建設事務所が作成している「財産台帳」のそれぞれの土地及び建物の面積を突合したところ差異があったの</p>	<p>平成22年度の財産管理課における「公会計管理台帳」のデータ入力作業においては、各建設事務所が「県営住宅管理台帳」及び「財産台帳」を基にデータを入力し、建築住宅課がチェックした。</p> <p>「県営住宅管理台帳」の修正も併せて行った。</p>



	で、公営住宅のデータベース作成に当たっては、今後は差異が発生しないような管理体制を構築すべきである。	
県営住宅全般 (報告書35頁)	<p>【指摘事項】</p> <p>滞納者に関する民事調停手続、誓約書の入手、強制執行手続等に関しては、「県営住宅家賃未納者台帳」上に記載欄を設けて、必ず記載するようにすべきである。</p> <p>また、未収債権の回収管理は実施していることから、指定管理者は民事調停書や強制執行手続に係る資料の写しを保管すべきである。</p>	<p>平成24年2月28日付けで福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領の様式2「県営住宅家賃未納者台帳」を改正し、記載例を示しつつ、各建設事務所及び県営住宅指定管理者へ同日付け23建第2327号により通知した。</p> <p>また、同通知の中で、建設事務所から指定管理者へ関係資料の写しの送付を改めて依頼し、指定管理者へ同資料の保管を改めて依頼した。</p>
県営住宅全般 (報告書35頁)	<p>【指摘事項】</p> <p>指定管理者への引継ぎ以前からある滞納債権について、過去の資料が十分に揃っていないケースがある。</p> <p>そのために不納欠損処分すべき債権が処分できない例も散見されることから、可能な限り調査して資料を整備すべきである。</p>	<p>1 事前の確認・調査依頼</p> <p>平成23年2月3日付け建築住宅課総括主幹名の事務連絡において、各建設事務所の自覚と対応策を促すため、資料確認及び債権確認を事前に依頼した。</p> <p>2 平成23年3月1日付け22建第2776号「平成22年度包括外部監査報告書原案指摘事項への対応等について（依頼）」により、措置（対応）案の作成及び資料等の確認調査報告を依頼した。</p>
県中建設事務所所管の県営住宅 (報告書36頁)	<p>【指摘事項】</p> <p>指定管理者への引継ぎ以前からある滞納債権のうち退去者に係るものについて、債権管理に不可欠な本人の連絡先、保証人住所氏名、過去の徴収状況などの重要書類が所在不明となっているケースがあり、非常に問題があるため、過去の資料の有無を改めて調査すべきである。</p>	<p>13か月以上の退去滞納者の内未納者台帳の無かった5名については監査後の検索により所在が判明したため、債権分類を平成23年4月に行い、適正に処理している。</p> <p>なお、12か月以下の退去滞納者について、未納者台帳が不明である3名分については、書類の検索を引き続き行うこととし、万一、存在が確認されない場合は不納欠損に向けた処理を行う。その際、戸籍等を取り寄せるなどし、現在の所在地の調査を行う。</p>
県中建設事務所所管の県営住宅 (報告書36頁)	<p>【指摘事項】</p> <p>「福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領」では、6か月滞納の段階で入居者に法的予告を通知し、民事調停手続を進めることとなっているが、滞納額が膨らまないように滞納期間が6か月未満でも早期に手続を行うべきである。</p>	<p>調停対象候補者には6か月以上又は10万円以上の滞納者をリストアップし候補者を選定している（年に4回）。</p> <p>なお、3か月を超える滞納者についても、滞納が増える見込みの者については調停等の法的手段を執る旨、訪問時に口頭や文書で説明し、家賃納入を督促している。</p>
いわき建設	【指摘事項】	現在の当事務所における退去時



<p>事務所所管 の県営住宅 （報告書37 頁）</p>	<p>退去者に係る滞納債権で不納 欠損処分を行うと区分している ものに、退去時に敷金との相殺 や最終月の家賃・駐車場代の請 求などの必要な精算手続が行わ れなかったために発生した滞納 債権が散見されたため、退去時 には適切な精算処理を行うべき である。</p>	<p>の精算手続きについては、月ごと に該当者のデータをエクセル帳票 の一覧表に整理し、敷金と滞納家 賃の相殺、日割り家賃の精算等の 状況を確認後、必要に応じた会計 処理を行っている。</p>
<p>警察共済組 合保養所敷 地 （報告書58 頁）</p>	<p>【指摘事項】 土地には段差があり、かなりの 高低差があること、また、土 地面積には使用できない斜面部 分が含まれていることなどから、 近傍類似地の固定資産税評価額 に基づいた評価額とせず、「公 有財産評価替え要領」第9によ り、実態に基づいた評価額に見 直すべきである。</p>	<p>平成25年3月31日付けの公有財 産評価替えにおいて、近傍類似地 の固定資産評価額に基づいた評価 額とせず、「公有財産評価替え要 領」第9により、奥行補正及び がけ地補正を行い、実態に基づ いた評価額とした。</p>
<p>平上荒川県 有地 （報告書62 頁）</p>	<p>【指摘事項】 現況では大部分が水路となっ ており、30千円/㎡という現在 の評価額は過大評価であり、道 路部分や更地部分を除き、「公 有財産評価替え要領」第9によ り、評価額を見直すべきである。</p>	<p>平成25年3月31日付けの公有財 産評価替えにおいて、近傍類似地 の固定資産評価額に基づいた評価 額とせず、「公有財産評価替え要 領」第9により、雑種地近傍地比 準方式による雑種地補正を行った。</p>
<p>旧白河警察 署職員公舎 敷地 （報告書64 頁）</p>	<p>【指摘事項】 平成14年の入札時の予定価格が 9,220,000円に対して、現在の県 有財産台帳の評価額15,867,700 円は実態に合わないため、「公 有財産評価替え要領」第9によ り、再度の入札時の予定価格に 基づいた評価額に見直すべきで ある。</p>	<p>平成25年3月31日付けの公有財 産評価替えにおいて、近傍類似地 の固定資産評価額に基づいた評価 額とせず、「公有財産評価替え要 領」第9により、平成14年入札時 鑑定評価方式に基づく評価額計算 を行った。</p>
<p>南湖県有地 （報告書86 頁）</p>	<p>【指摘事項】 現在の評価額は46,415㎡で139 百万円（約3千円/㎡）である が、平成21年の入札時の最低売 却価格は31,877㎡で10.1百万円 （317円/㎡）と比較すると9.5倍 高く、実態とかけ離れた評価額 となっているため、「公有財産 評価替え要領」第9に基づいて、 評価額を見直すべきである。</p>	<p>平成25年3月31日付けの公有財 産評価替えにおいて、近傍類似地 の固定資産評価額に基づいた評価 額とせず、「公有財産評価替え要 領」第9により、平成21年入札時 鑑定評価方式に基づく評価額計算 を行った。</p>
<p>会津若松建 設事務所（旧 県営住宅敷 地） （報告書94 頁）</p>	<p>【指摘事項】 入札時の予定売却価格（約19 百万円）に対して現在の評価額 （約59百万円）は3.1倍と実態 とかけ離れた評価額となってい るため、「公有財産評価替え要 領」第9により予定売却価格に 基づき評価額を見直すべきであ る。</p>	<p>平成25年3月31日付けの公有財 産評価替えにおいて、近傍類似地 の固定資産評価額に基づいた評価 額とせず、「公有財産評価替え要 領」第9により、平成23年入札時 鑑定評価方式に基づく評価額計算 を行った。</p>



	る。	
平上荒川県 有地 (報告書96 頁)	【指摘事項】 土地の形状や利用状況からすると、隣接する財産管理課所管の土地を合わせて総額240百万円(単価36千円/㎡)は実態からかけ離れており、道路部分や更地部分を除き、「公有財産評価替え要領」第9により、評価額を見直すべきである。	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、雑種地近傍地比準方式による雑種地補正を行った。
田島高等学 校(旧田島 高校実習畑 用地) (報告書99 頁)	【指摘事項】 平成22年3月の評価替えで評価額が約427.8百万円から約27.5百万円と大幅に引き下げられているが、実勢価格を踏まえると、従前の評価額には誤りがあった可能性が高いため、従前の評価額が適切であったかどうか再確認し、誤りがあった場合には再発防止策を検討することが望ましい。	平成22年度の評価替えの際の財産台帳評価額算出時の単価の入力ミスが確認された。 平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、雑種地近傍地比準方式による雑種地補正を行った。
県南建設事 務所(砂防 環境整備事 業用地) (報告書119 頁)	【指摘事項】 平成22年3月の評価替え前の評価額には造成費等が含まれていたとのことだが、「公有財産評価替え要領」によらずに評価額を算出していたことになるため、公有財産の評価額決定に係る手続を再検証し、今後は適正な評価が行われるようにすべきである。	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、評価額に造成費等を含めることをせず、「公有財産評価替え要領」第5の(2)により、近傍類似地の固定資産評価額に基づく評価額計算を行った。
かもしか救 護舎 (報告書126 頁)	【指摘事項】 農林総務課所管の財産として整理されるべきものが、財務課所管の財産として県有財産台帳に登録されていた。	所管課で確認作業を進めた結果、当該目的で固定資産台帳に登録すべき資産がないことを確認した旨報告があったことから、当該台帳を含めて整理を行った。

(監査総務課)